

はじめての信用取引・貸借取引

日本証券金融株式会社
貸借取引部

Be unique. Be a pioneer.

目次

1. 信用取引とは

2. 信用取引の流れ

3. 貸借取引とは

Be unique. Be a pioneer.

1. 信用取引とは

信用取引 = 証券会社から資金や株式を借りて行う取引

投資家



証券会社



【信用取引の流れ】

- ①投資家⇒証券会社へ担保（委託保証金）を差入
- ②投資家⇒証券会社に信用取引の注文
- ③証券会社⇒投資家に資金・株式の貸付

1. 信用取引のメリット①レバレッジ効果

手持ち資金以上の取引が可能。資金効率アップ

現金取引



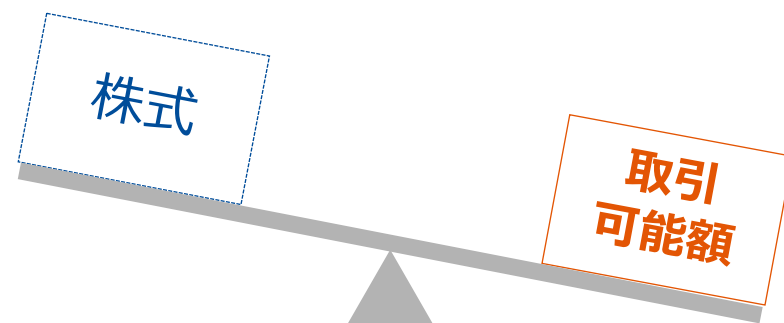
信用取引



1. 信用取引のメリット②手持ち有価証券の有効活用

手持ち資金の代わりに株式があれば取引可能

現金取引

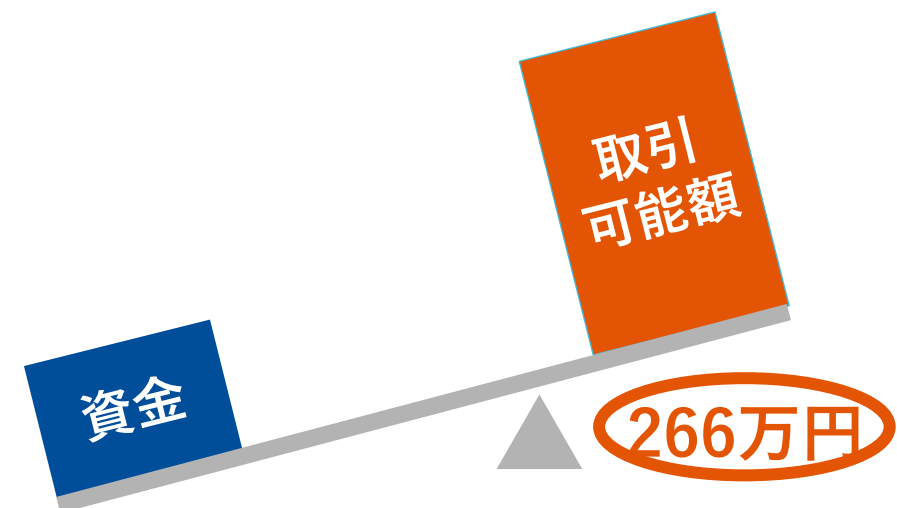


100万円

0円

株式の利用は出来ない

信用取引



80万円*

*株式時価100万円×掛目80%

資金の「代用有価証券」として活用

1. 信用取引のメリット③回転売買

同じ日に、同じ銘柄を何度でも取引可能

回転売買のイメージ

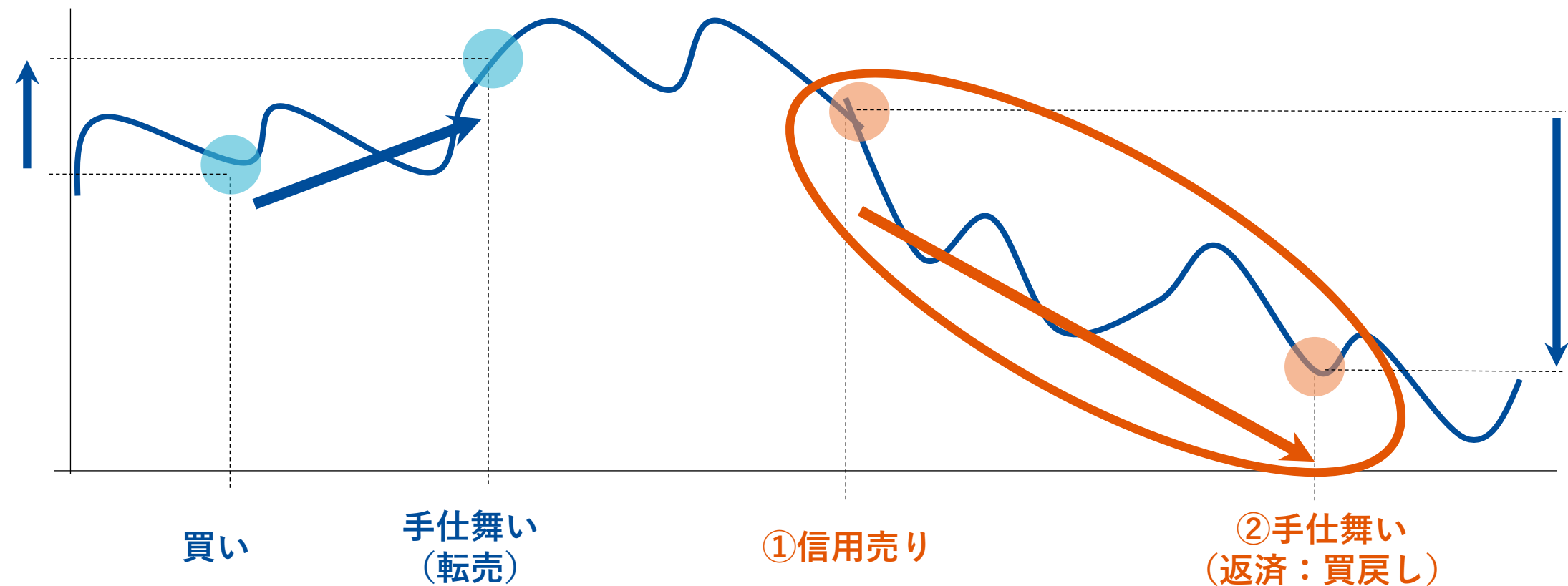


現物取引：同じ日に同一銘柄の買い⇒売り⇒買いはNG（差金決済）

信用取引：同じ日に何度でも取引可能（短期売買しやすい）

1. 信用取引のメリット④信用売り

株価下落局面でも利益を狙える



①信用売りにより、証券会社から借りた株式を売付
 ②手仕舞い（買戻し）により、借りた株式を返済
 ⇒保有する現物株式のヘッジ取引として利用可能

2. 信用取引の流れ（委託保証金の差入）

取引開始時に**委託保証金**を差入

➤ 委託保証金

- ・ 約定価額の**30%以上（最低30万円）**
- ・ 現金だけでなく、**有価証券で代用**が可能
- ・ 代用有価証券は時価に**担保掛目を乗じた額で評価**

【計算例】

A社の株式@1000円を2,000株信用買い

- ・ 約定価額 : 200万円 (1,000円 × 2,000株)
- ・ **必要な委託保証金 : 60万円 (200万円 × 30%)**
- ・ 代用有価証券の場合 : 75万円 (60万円 ÷ 80%*)

*担保掛目が80%の場合

2. 信用取引の流れ（担保の取扱い）

建玉（本担保）は担保として証券会社に据え置かれる

新規建玉（顧客に貸付）



- ・ 顧客が資金や株式を借りて行った信用取引にかかる
- ・ 「買付株式」 or 「売却代金」は担保として証券会社に据え置かれる。

- ・ 有価証券で代用可能
- ・ 代用有価証券は、掛目を掛けて評価

信用取引開始時、証券会社は顧客から130%の担保を受け入れて債権保全を図っている。（建玉100万円＋委託保証金30万円）

2. 信用取引の流れ（取引の維持）

取引継続のために**最低保証金維持率**以上の担保が必要

➤ 保証金維持率

- ・ 差し入れている委託保証金が信用取引の建玉に対して何パーセントあるかを示す数字
- ・ 最低保証金維持率を下回った場合、追加の委託保証金（**追証**）が必要

保証金維持率 = **委託保証金額** ÷ **建玉代金合計**

委託保証金額 = **委託保証金差入額（現金+代用有価証券）**

- 建玉評価損（注1） - 建玉確定損
 - 諸経費等（注2）
 + 建玉確定益（注3）

（注1）評価損は評価益と相殺可能ですが、プラスにはなりません

（注2）受取の品貸料を除きます

（注3）顧客と証券会社の間で決済の時に当該利益額を保証金として差し入れる場合

2. 信用取引の流れ（取引の維持）

【計算例】 A社株式@1000円を2,000株信用買い

- ・ 約定価額 : 200万円 (1,000円 × 2,000株)
- ・ 必要な委託保証金 : 60万円 (200万円 × 30%)
- ・ 代用有価証券 : 75万円 (60万円 ÷ 掛目80%)

(1) 代用有価証券の価額変動により、委託保証金は増減します

(例) 代用有価証券が75万円から45万円に値下がり

45万円 × 80% = 36万円

36万円 ÷ 200万円 = **18%**

最低保証金維持率 (20%) を下回ったため、
追証が必要 (20%以上まで回復)

(2) 建玉の価額変動により、委託保証金は増減します

(例) 建玉A社株式が株価850円に下落 (@150円 × 2,000株 = 30万円の評価損)

75万円 × 80% - 30万円 = 30万円

30万円 ÷ 200万円 = **15%**

最低保証金維持率 (20%) を下回ったため、
追証が必要 (20%以上まで回復)

2. 信用取引の流れ（手仕舞い）

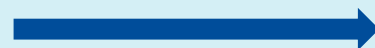
信用買いの返済

転売（売り返済）



投資家

売却代金で返済



証券会社

- ・ 買建株式を市場で転売し、売却代金で返済

信用売りの返済

買戻し（買い返済）



投資家

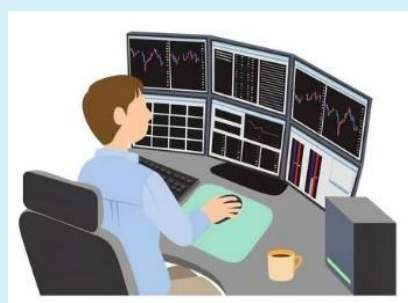
買戻株式で返済



証券会社

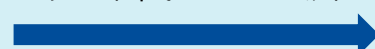
- ・ 売建株式を市場で買戻し、買戻株式で返済

現引き（げんびき）

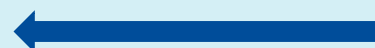


投資家

売却代金で返済



買付株式



証券会社

- ・ 手元資金で返済し、本担保の買付株式を引き取る

現渡し（げんわたし）



投資家

返済株式



売付代金



証券会社

- ・ 手元の株式で返済し、本担保の売付代金を引き取る

2. 制度信用取引と一般信用取引

取引開始時に制度信用取引・一般信用取引を選択

	制度信用取引	一般信用取引
委託保証金	約定価額の30%以上	約定価額の30%以上
返済期限	最長 6 ヶ月	証券会社で決定
金利（貸株料）	証券会社で決定	証券会社で決定
対象銘柄	取引所（証券金融会社）が選定	証券会社で決定
貸借取引	利用可能	利用不可能
品貸料（逆日歩）	発生する場合がある	発生しない

2. 信用取引のコスト

信用買い・信用売りそれぞれにコストが発生

信用買い

- ①信用金利（買方金利）
 - ②名義書換料
※買建玉が権利確定日を跨いで建てる場合のみ
 - ③管理費
※発生時のみ
-
- ④品貸料（逆日歩）の受
※発生時のみ
 - ⑤配当金相当額の受
※発生時のみ

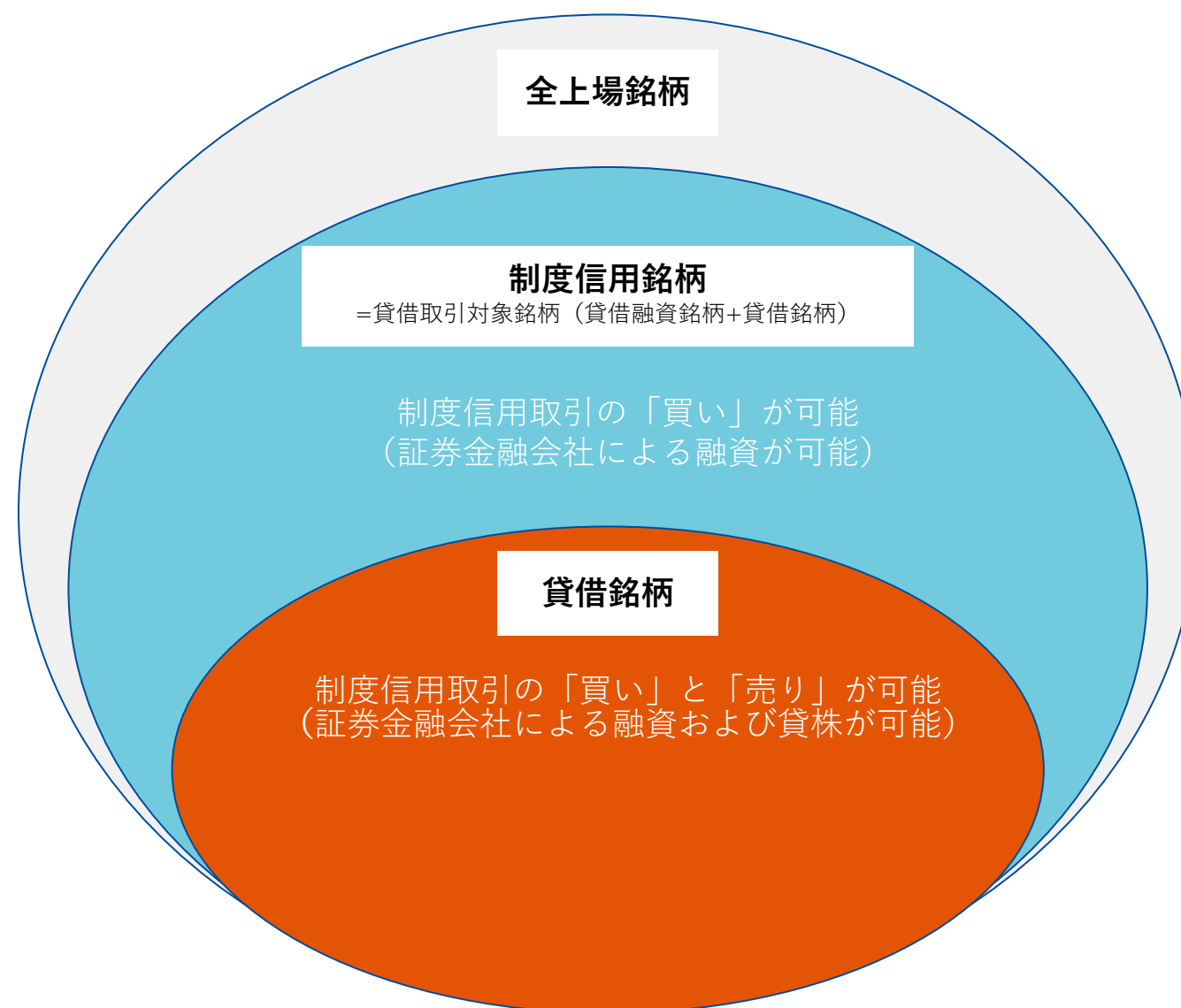
信用売り

- ①貸株料
- ②品貸料(逆日歩) ※発生時のみ
- ③管理費 ※発生時のみ
- ④配当金相当額 ※発生時のみ

(注) **配当金相当額**は、信用取引の建玉を手仕舞いする際に清算せず、権利確定後の配当金支払い時に交付または徴収される。

2. 制度信用銘柄・貸借銘柄

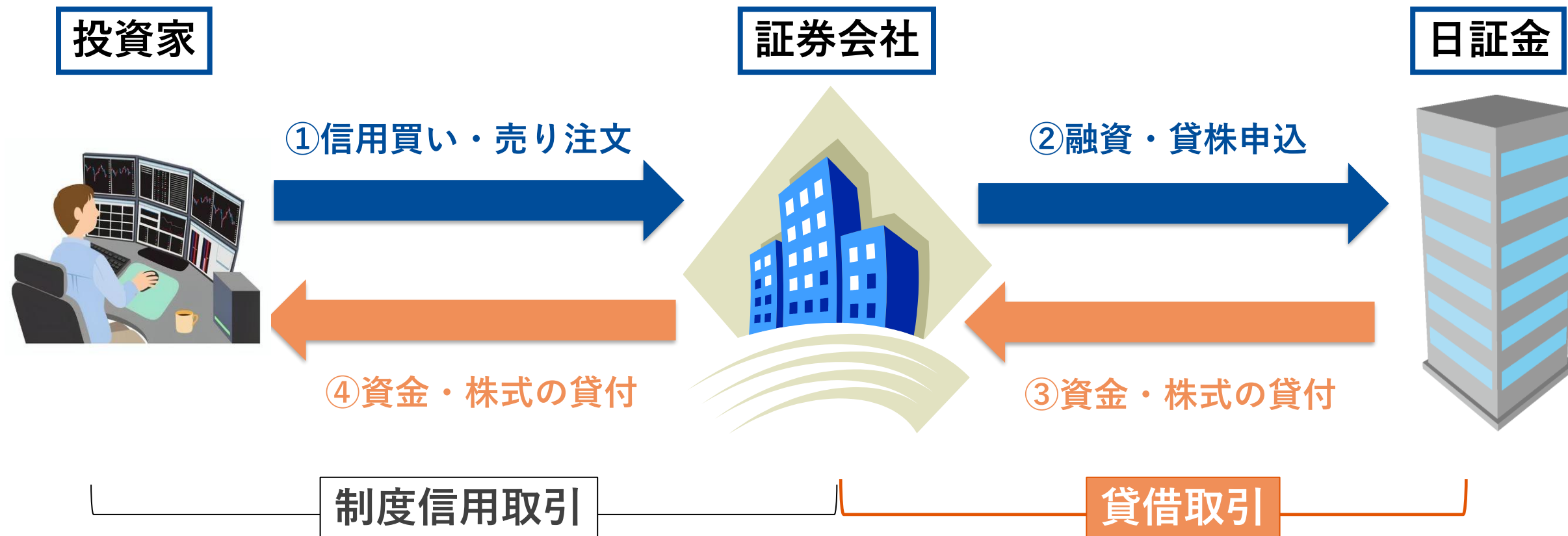
制度信用取引の売り・買いができる銘柄を**貸借銘柄**という



- **貸借融資銘柄**は、制度信用買いのみ可能 (売りは出来ない)。
- **貸借銘柄**であれば、制度信用買いだけでなく、制度信用売りが可能。
- 貸借銘柄は、株主数、株式調達状況等で、貸借融資銘柄より厳しい選定条件が設定されている。

3. 貸借取引とは

日証金は証券会社からの申込に応じて資金・株式を貸付

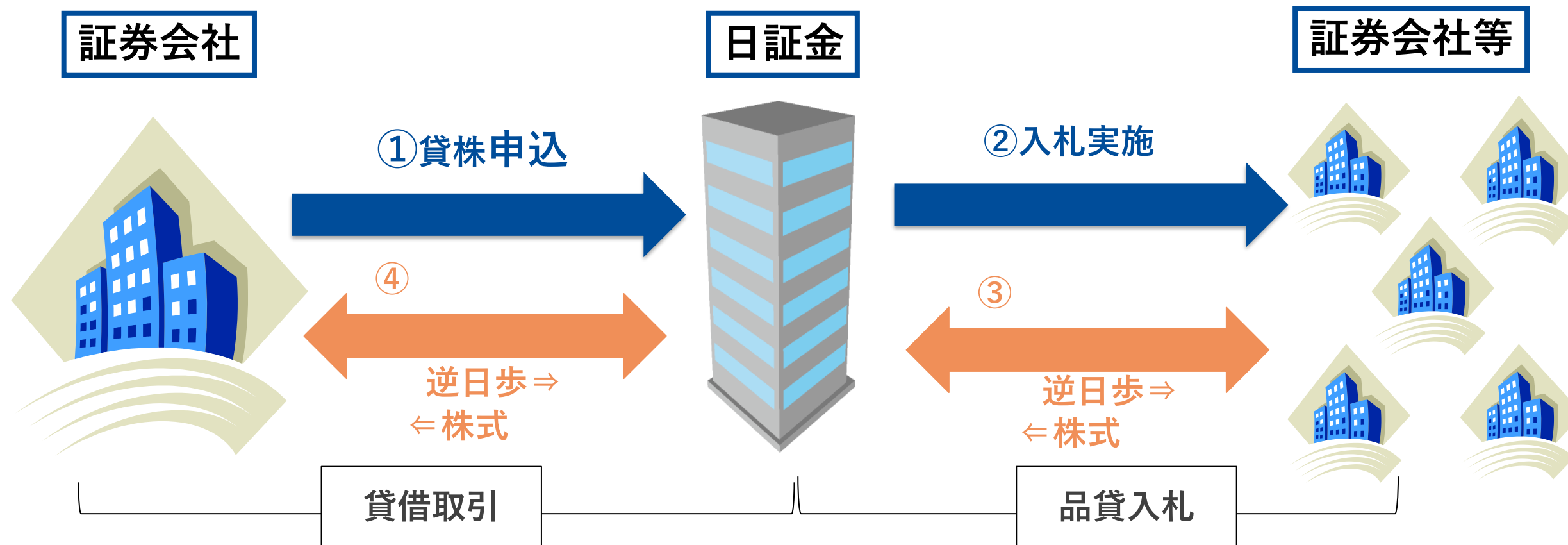


- ・ ①投資家⇒証券会社に制度信用取引（買い・売り）の注文
- ・ ②証券会社⇒日証金に不足している資金(融資)・株式(貸株)の申込
- ・ ③日証金⇒証券会社に資金・株式を貸付
- ・ ④証券会社⇒投資家に③を貸付

貸借取引

3. 貸借取引とは（逆日歩の決まり方）

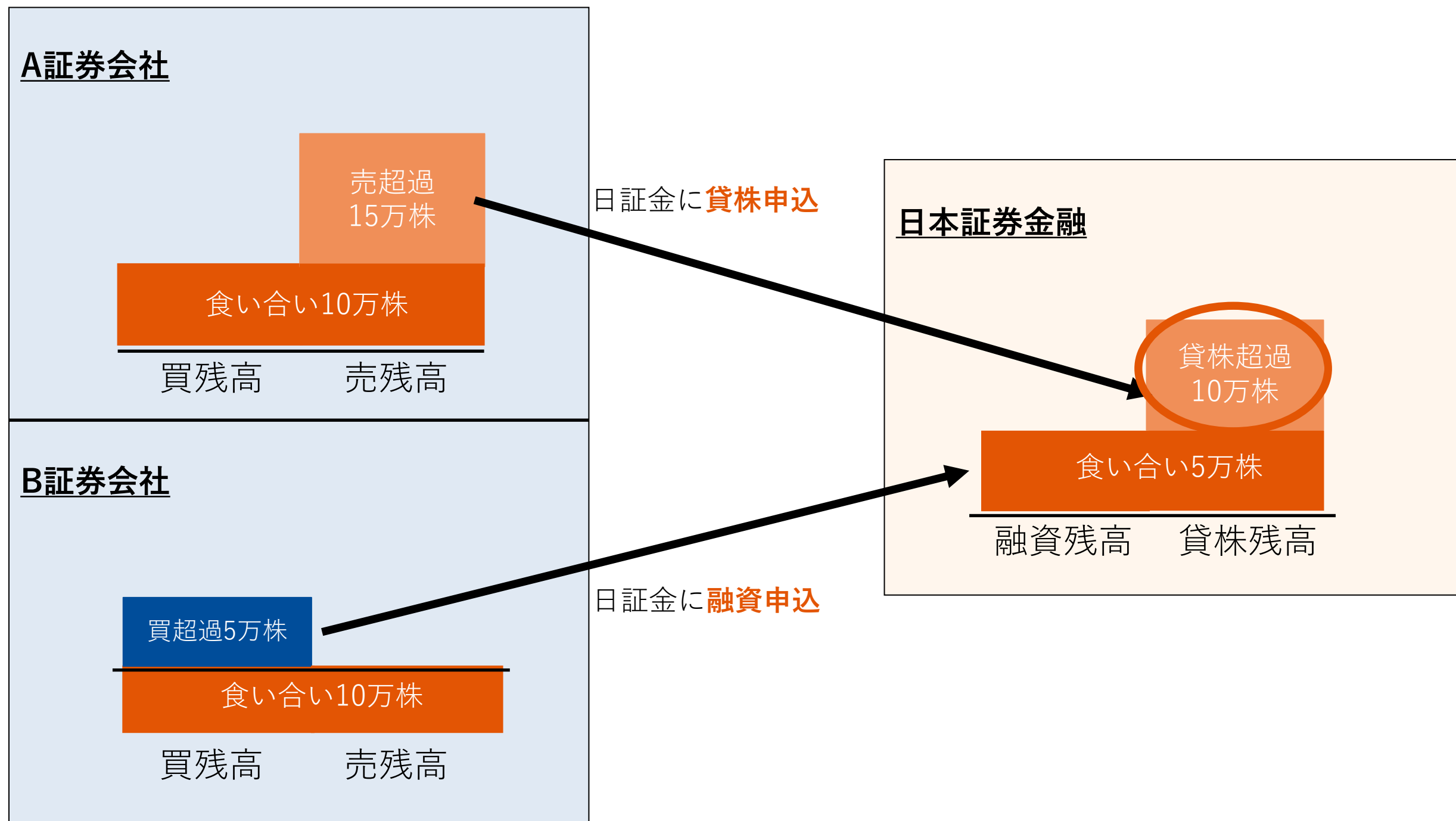
日証金が株式を調達する際に発生するコスト＝逆日歩



- ・ ②において、日証金は不足している株式を調達（品貸入札）
- ・ ③において、証券会社等⇒日証金に株式を貸付
日証金⇒証券会社等に逆日歩を支払い
- ・ ④において、日証金⇒証券会社に③の株式を貸付
証券会社⇒日証金に③の逆日歩を支払い

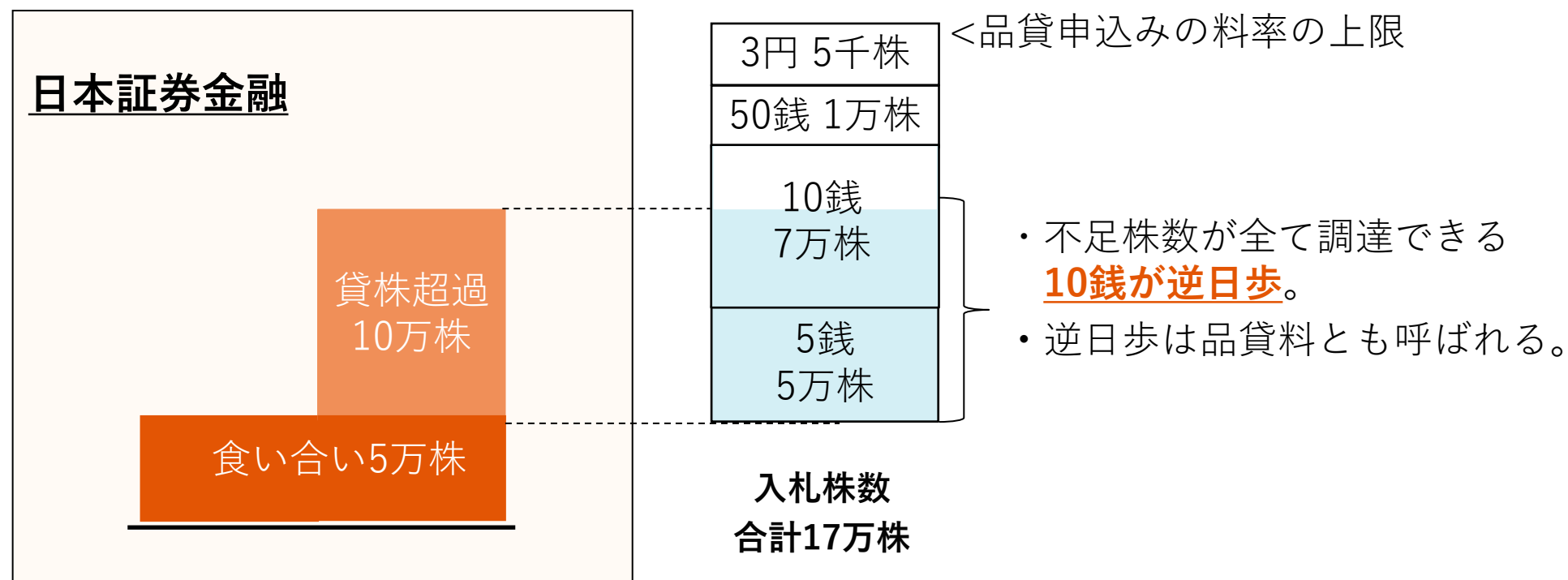
3. 貸借取引とは（逆日歩の決まり方）

融資残高 < 貸株残高の時、品貸入札で株式を調達



3. 貸借取引とは（逆日歩の決まり方）

入札形式で株式を調達し、逆日歩が決定



- ・ 証券会社各社からの貸株申込みが、融資申込みを上回った銘柄(貸株超過銘柄)について、その超過分を証券金融会社が調達。
- ・ 品貸申込みの料率は1株当たり原則 0 銭～各銘柄の貸借値段（取引所の終値）によって定められた最高料率を上限として 5 銭刻みに応札し、証券金融会社は、低い料率の応札株数から順に採用する。
- ・ **不足株数が全て調達された料率が、当該銘柄のその日の品貸料**となる。

3. 貸借取引とは（逆日歩の日数）

逆日歩は決済日・暦日ベースで徴収

- 申込日の翌日に品貸入札が行われ、それに続いてその翌日から借入が開始される
- このプロセスは毎営業日おこなわれるため、逆日歩（品貸料）は日々変動する
- 逆日歩（品貸料）は、決済日・暦日ベースで徴収される
- 決済日が土日祝日をまたぐ場合、逆日歩（品貸料）は複数日分かかる

➤ 品貸日数の計算例

	月	火	水	木	金	土	日	月
ケース1	申込日	品貸入札	借入日 1日分 →	返済日				
ケース2			申込日	品貸入札	借入日 3日分 →			返済日

3. 貸借取引とは（最高料率）

逆日歩の上限を最高料率という

- ・ 品貸入札では、料率に上限（最高料率）が設けられている
- ・ 最高料率は、売買単位と投資単位によって決まる

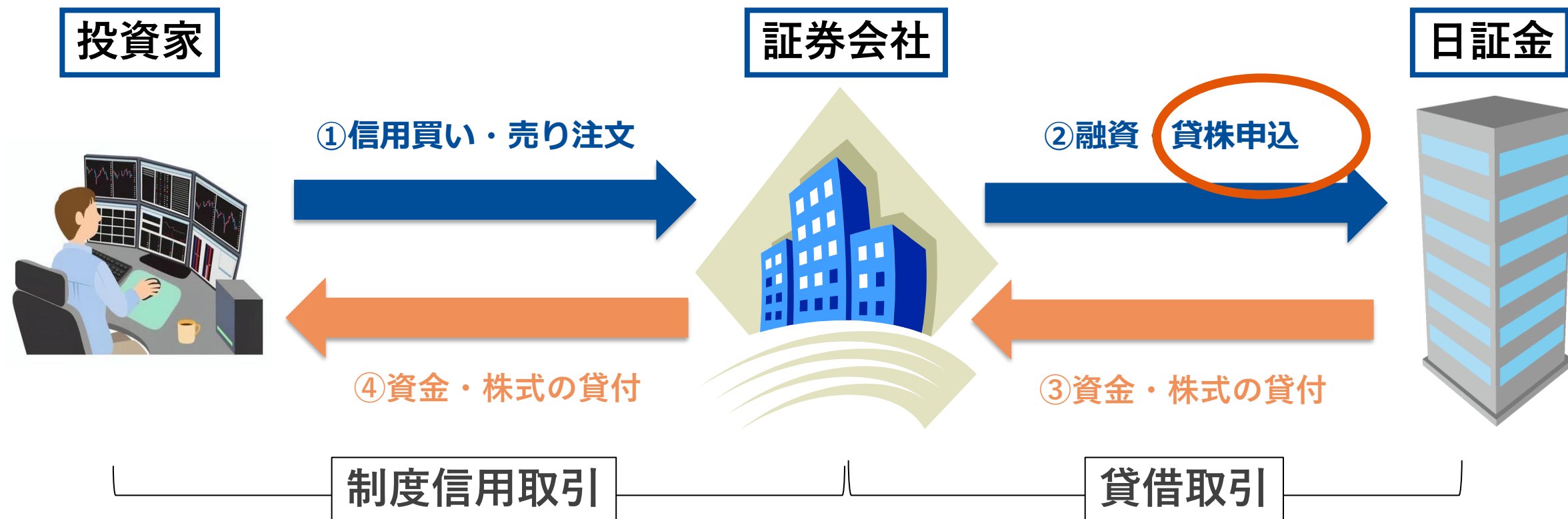
➤ 最高料率早見表（売買単位：100株）から抜粋

投資単位	貸借値段	最高料率（1株あたり）
～5万円以下	～500円	1.0円
5万円超～6万円以下	～600円	1.2円
6万円超～7万円以下	～700円	1.4円
7万円超～8万円以下	～800円	1.6円
8万円超～9万円以下	～900円	1.8円
9万円超～10万円以下	～1,000円	2.0円
10万円超～11万円以下	～1,100円	2.2円

- ・ 以降、貸借値段が100円増す毎に0.2円増加
- ・ 詳細は、日証金HP（<http://www.taisyaku.jp/about/backwardation/>）参照

3. 貸借取引とは（制限措置）

日証金は調達できる株数を勘案し注意喚起や申込停止措置を実施



- ②において、証券会社⇒日証金に貸株申込
- 日証金は証券会社に株式を貸出する必要があるが、日証金の調達できる株式の数量には限りがある。
- 貸株申込について、注意喚起や申込停止措置を実施

3. 貸借取引とは（注意喚起・申込停止）

①注意喚起通知、②申込停止措置の2種類に大別

➤ 制限措置（日証金）

①貸株利用等に関する注意喚起通知

制度信用取引売りの増加に伴い貸借取引における貸株利用が増加し、日証金において**株式の調達**が困難となるおそれがある場合、証券会社に対して**注意喚起**を実施

②貸借取引の申込停止措置

制度信用取引売りの増加に伴い貸借取引における貸株利用が急増し、日証金において**株式の調達**が困難となった場合、証券会社に対して**制度信用取引の新規売りに伴う新規の貸株申込み等を停止する措置**を実施

申込停止措置が行われた銘柄は**証券会社によって投資家の制度信用取引の利用（新規売り、現引き、立会外市場における転売、全市場における転売）の一部または全部を制限または停止する場合**がある

※制限措置実施銘柄については、品貸料の最高料率が通常の2倍となる。

3. 貸借取引情報の活用方法

➤ 貸借取引のタイムスケジュール

時刻	証券会社	日証金
約定日（T日）		
16:00～18:30	貸借申込（融資・貸株）	
18:30		貸株超過(速報)発表
翌営業日（T + 1日）		
8:30～10:30	翌朝訂正・品貸入札	
10:30		品貸料率(逆日歩)発表
決済日（T + 2日）		
—	資金・株式の決済	

➤ 日証金Webサイトより取得できる主なデータ

項番	公表情報	内容	頻度
①	品貸料率一覧	貸借取引残高において貸株超過が発生している場合に行う品貸入札によって決定した銘柄毎の品貸料率等の情報を掲載	毎営業日 10：40頃
②	銘柄別融資・貸株残高一覧表	制度信用取引を取扱う貸借取引参加者（証券会社等）からの申込みを集計した銘柄毎の貸借残高（確報）等の情報を掲載	毎営業日 11：30頃
③	貸借銘柄等一覧	銘柄毎の貸借銘柄区分（貸借銘柄/貸借融資銘柄/非貸借銘柄）等の情報を掲載	毎営業日 9：00頃

本資料に関する注意事項

- ・ 本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の証券会社との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。万一、本資料に基づき被った損失があった場合にも、日本証券金融株式会社は責任を負いかねます。
- ・ 提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証するものではありません。また、信用取引・貸借取引制度について記述しておりますが、全ての内容を網羅したものではございません。
- ・ 本資料に記載されている内容は将来予告なしに内容が変更される可能性があります。内容等について、過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。
- ・ 本資料のいかなる部分も一切の権利は日本証券金融株式会社に属しており、電子的又は機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等はできません。